

2022年10月28日

お客様各位

### カードローン会員規約の改定について

当社は、2023年1月20日をもって、カードローン会員規約の一部を改定いたします。改定内容は、下記のとおりです。

改定内容にご不明な点等がある場合は、お手数ですが、本ご案内末尾のお問合せ窓口までご連絡いただきますようお願い致します。

#### 記

1. 改定日：2023年1月20日

2. 改定趣旨

- ・1回払いによる返済方式を廃止する。

3. 対象商品

- ・全てのカードローン商品

4. 改定する条文（改定内容）

下表：赤文字下線部＝改定される部分

- ・条番号・項番号は、商品により異なるため記載を省略させていただいております。  
下表の括弧書きの部分が該当する条文の条見出しとなります。
- ・一部商品（主に、販売を終了している商品）の会員規約におきましては、改定前の規約文言（改定の対象となる条文の条見出しを含みます。）が下表と異なる場合がございますが、同趣旨の規定に関しては、それらにつきましても本件改定により改定後の対象規定が優先して適用されます。
- ・改定の対象となる条文におきまして、商品によっては下表にてご案内する改定内容とは直接には関連しない記載が含まれている場合がございますが、当該記載は本件改定後も引き続き有効に維持されます（下表の「改定前」欄に記載のない部分は、削除、変更されることなく今後も有効に適用されます）。

上記につき予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

改定前	改定後	備考
<p><b>(返済方式と毎月返済額)</b></p> <p>返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）または元利込定額リボルビング返済方式（以下「元利込定額返済」といいます。）のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式による分割払い（以下「分割払い」といいます。）、および元利一括返済方式による1回払いのいずれかとします。</p> <p><u>また、追加借入を行う際は、追加借入額にかかる返済方式を、分割払い、または1回払いから選択できるものとし、従前の融資契約残高にかかる返済方式については従前と同じ方式となります。</u></p> <p><u>元利一括返済方式による1回払いの返済額は、一括返済元金に日割計算による利息を加算した額とします。なお、1回払いの部分と分割払いの部分が併存する場合、1回払いによる一括返済額と分割払いによる前記返済額との合計がその月の返済額となります。</u></p>	<p><b>(返済方式と毎月返済額)</b></p> <p>返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）または元利込定額リボルビング返済方式（以下「元利込定額返済」といいます。）のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式とします。</p> <p>(赤文字下線部分の削除)</p> <p>(全文削除)</p>	<p>下記 [※1] 参照</p>
<p><b>(約定返済と繰上返済)</b></p> <p><u>分割払いの部分の</u>約定返済は、約定返済日の15日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。<u>また、1回払いの部分の返済は、融資日以降2回目に到来する約定返済日に履行（融資日が約定返済日当日の場合は、次回の約定返済日の履行）するものとします。</u>ただし、入会から1ヶ月以内に借入れを行った場合には、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。</p>	<p><b>(約定返済と繰上返済)</b></p> <p>約定返済は、約定返済日の15日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。ただし、入会から1ヶ月以内に借入れを行った場合には、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。</p> <p>(赤文字下線部分の削除)</p>	
<p><b>(返済金の充当順位)</b></p> <p>約定返済金の充当順位は、<u>①1回払いの部分にかかる元金、②費用または手数料、③未収利息、④遅延損害金、⑤1回払いの部分にかかる経過利息、⑥分割払いの部分にかかる経過利息、⑦分割払いの部分にかかる元金の順とします。</u></p>	<p><b>(返済金の充当順位)</b></p> <p>約定返済金の充当順位は、①費用または手数料、②未収利息、③遅延損害金、④経過利息、⑤元金の順とします。</p> <p>(赤文字下線部分の削除)</p>	

<u>繰上返済する場合は、会員は当社に事前に連絡して、1回払い、分割払いの充当順位等を当社所定の範囲内で指定できるものとします。ただし、会員の指定がない場合は、当社所定の方法、順位で充当するものとし、会員はこれを承諾するものとします。</u>	(全文削除)	
---	--------	--

[※1]

返済方式は商品によって異なりますが、「新残高スライドリボルビング返済方式」単独のもの、または「残高スライドリボルビング返済方式または新残高スライドリボルビング返済方式のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式」となるもの、「残高スライドリボルビング返済方式または新残高スライドリボルビング返済方式、元利込定額リボルビング返済方式のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式」となるものがあります。

<本件に関するお問合せ窓口>  
オリックス・クレジット株式会社  
TEL. 0120-68-7000 (フリーダイヤル)  
受付時間：9:00～18:00 (1月1日除く)